

芝広場及び駐車場	芝広場、運動広場及び駐車場	運動広場						エスキーツニスコート	別表第二第一号の表中 改める。	芝広場	広場
		入場料有料 で興行をす るために専 用使用する 場合	分割（四分 の一）	分割（二分 の一）	全面	一面一時間までごと に	九時から二二時まで				
知事が定める額とする。	知事が定める額とする。	知事が定める額とする。	一日 一時間までごとに 一九〇円から 三六〇円まで	一日 一時間までごとに 二、三〇〇円から 四、三〇〇円まで	一日 一時間までごとに 三、三〇〇円から 七二〇円まで	一日 一時間までごとに 一、五〇〇円から 七〇〇円から 七〇〇円まで	四〇〇円から 七〇〇円まで	三分の一以上専用して 利用する場合に限る。	三分の一以上専用して 利用する場合に限る。		

に を に を に を に を

改め、同表備考二中「運動広場」を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十九号

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第十三条第三項中「第七条及び第十一条」を「第七条第一項及び第十一条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項修学資金等の種類の欄中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に改め、同表へき地勤務医師等修学資金の項を次のように改める。

<p>中山間地域等従事医師奨学金</p> <p>学校教育法による大学(以下「大学」という。)において医学に関する学科を専攻する者又は同法による大学院(以下この項において「大学院」という。)において医学に関する研究科を専攻する者で、知事がへき地医療拠点病院(へき地医療支援のために知事が別に定めるところにより指定する医療法第一条の五に規定する病院をいう。)又は中山間地域等の公的医療機関(同法第三十一条に規定する公的医療機関をいう。)として指定する同法第一条の五に規定する病院又は診療所(以下この項において「中山間地域等医療機関」と総称する。)において医師として、その業務に従事しようとするものに対し、その者の修学上の便宜を図るため貸し付けた奨学金</p>	<p>一 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいい、研修期間が二年のものに限る。以下同じ。)を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき(臨床研修の期間は、業務に従事した期間に含まない。第二号、第四号及び第五号において同じ。)</p> <p>二 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を終了後(大学院に入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後)、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p> <p>三 大学若しくは大学院に在学中死亡し、若しくは心身の故障のため退学し、又は大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、若しくは大学院の課程を終了し、かつ、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に従事し、その業務に従事中(大学を卒業後又は大学院の課程を終了後、医師としての業務に就業するまでの間(臨床研修期間を含む。))は、医師としての業務に従事中とみなす。)死亡し、若しくは心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。</p> <p>四 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続き中山間地域等医療機関に</p>	<p>一 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいい、研修期間が二年のものに限る。以下同じ。)を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき(臨床研修の期間は、業務に従事した期間に含まない。第二号、第四号及び第五号において同じ。)</p> <p>二 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を終了後(大学院に入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後)、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に就業し、引き続き奨学金の貸付けを受けた月数に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p> <p>三 大学若しくは大学院に在学中死亡し、若しくは心身の故障のため退学し、又は大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、若しくは大学院の課程を終了し、かつ、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に従事し、その業務に従事中(大学を卒業後又は大学院の課程を終了後、医師としての業務に就業するまでの間(臨床研修期間を含む。))は、医師としての業務に従事中とみなす。)死亡し、若しくは心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。</p> <p>四 大学を卒業した日の属する月の翌月から一年以内に医師の免許を取得し、かつ、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後、引き続き中山間地域等医療機関に</p>
<p>債務の一部</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	<p>債務の全部</p>

<p>附則</p> <p>この条例は、平成十八年四月一日から施行する。</p>	<p>五 大学院に入学する前に医師の免許を取得し、かつ、大学院の課程を終了後(大学院に入学する前に臨床研修を終了しなかつた場合は、臨床研修を開始し、当該臨床研修の終了後)、引き続き中山間地域等医療機関において医師としての業務に従事し、引き続き一年間以上その業務に従事し、その後死亡又は心身の故障以外の理由により、その業務に従事しなくなつたとき。</p>
---	--

広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第二十一号

広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例

広島県動物愛護管理条例(昭和五十五年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条及び第十六条」を「第九条」に改める。

第二条第五号を次のように改める。

五 特定動物 法第二十六条第一項に規定する人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物をいう。

第六条から第十一条までを削る。

第十二条中「又は特定動物」を削り、同条を第六条とし、第十三条を第七条とし、第十四条を第八条とする。

第十五条第一項を削り、同条第二項を第九条とする。

第十六条を削り、第十七条を第十条とする。

第十八条中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第十九条第一項中「第十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条の見出しを「(費用負担)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を第十三条とする。

第二十一条を削り、第二十二条を第十四条とする。

第二十三条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九条の規定による措置命令に違反した」に改め、同条各号を削る。

第二十四条第二号中「第十三条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第四号中「第十四条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第五号中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第二十五条を第十七条とする。

附則

この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十二号

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例  
広島県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の広島県介護保険財政安定化基金条例の規定により貸し付けられている貸付金の償還方法については、なお従前の例による。

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十三号

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「企業局長」を「公営企業部長」に改める。

第四条の二中「企業局」を「公営企業部」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十四号

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例(昭和三十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一広島県立倉橋高等学校 一呉市倉橋町 一」を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十五号

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

広島県警察本部の組織に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条刑事部の項に次の二号を加える。

六 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

七 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く)。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十六号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「すごむ等」を「すごみ、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号の暴力団をいう。)の威力を示す等」に改める。

第五条及び第五条の二を次のように改める。

(不当な客引き行為等の禁止)

第五条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 次に掲げる行為について、客引き(ハに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を合

む。)をすること。

イ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

ロ 歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ハ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

二 前号イ又はロに掲げる行為(ロに掲げる行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

三 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で客引きをし、又は客待ちをすること。

四 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

イ 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)

ロ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為

五 前号イ又はロに掲げる行為(ロに掲げる行為については、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げる等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはな

らない。

一 第一項第一号口又はハに掲げる行為(口に掲げる行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)の客又は利用者

二 第一項第四号口に掲げる行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると認められる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべき旨を命ずることができる。

5 何人も、第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる行為(以下この項及び次項において「客引き等」という。)の状況等を勘案して、この項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていと認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべき旨を命ずることができる。

(ピンクビラ等の配布行為等の禁止)

第五条の二 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品(以下「ピンクビラ等」という。)を配布すること。

イ 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

ロ 性的好奇心をそそる、人の水着姿、各種制服姿等の写真又は絵であつて、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ハ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させる文言等

ニ 人の性的好奇心をそそる映像を内容とするビデオテープ、コンパクトディスク、デジタルパーサイルディスクその他の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その

他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る

記録媒体の販売を表す文言等であつて、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの

二 公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置すること。

三 みだりに人の住居等にピンクビラ等を配り、又は差し入れること。

2 何人も、前項の規定に違反する行為をする目的で、ピンクビラ等を所持してはならない。

3 何人も、対價を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第一項の規定に違反する行為をさせてはならない。

第十二条を次のように改める。

(指示)

第十二条 公安委員会は、第五条第一項第一号イからハまでに掲げる行為を事業として行う者(以下「事業者」という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に關し同条第一項から第三項まで若しくは第五項又は第五条の二の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

第十四条を第十七条とする。

第十三条中「前条第二項又は第三項の違反行為(第五条の二に係るものに限る。)」を「前条第一項第三号、第二項、第三項第二号若しくは第三号、第四項、第五項、第七項又は第八項(前条第三項第二号若しくは第三号に掲げる者に限る。)」の違反行為に、「五十万円以下」を「同条」に改め、同条を第十六条とする。

第十六条の前に次の三条を加える。

(事業の停止)

第十三条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかつたとき又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に關し第五条第一項から第三項まで若しくは第五項又は第五条の二の規定に違反したときは、当該事業者に対し、六月を超えない

範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第十四条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号。以下「行政手続条例」という。)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条の規定に違反した者

三 第十三条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項の規定に違反した者

二 第五条の二第三項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第二条の規定に違反した者

二 第五条第一項の規定に違反した者

三 第五条の二第一項の規定に違反した者

四 第六条から第十条までの規定のいずれかに違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第五条第四項の規定による警察官の命令に違反した者

二 第五条の二第二項の規定に違反した者

5 第五条第六項の規定による警察官の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

6 常習として、第一項(第三号を除く。)の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 常習として、第二項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8 常習として、第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)」に改め、同条中「第二十八条第一項( )の下に「法第三十一条の三第二項の規定において適用する場合及び」を加える。

第十一条の見出しを「(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)」に改め、同条の表以外

の部分中「店舗型性風俗特殊営業」の下に、「受付所営業」を加え、同条の表中「法第二  
条第六項第五号の営業」を「法第二条第六項第五号の営業」に改める。

第十二条の見出しを「(店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限)」に改め、同条中  
「限る。」の下に、「受付所営業」を加える。

## 附 則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布す  
る。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第二十八号

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例(平成十三年広島県条例第三十三号)  
の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二  
号の次に次の一号を加える。

三 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)による労働審判手続の申立てがなされて  
いるもの又は同法による調停が成立したもの若しくは労働審判がなされたもの

## 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県かんきつ規格条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第二十九号

広島県かんきつ規格条例を廃止する条例

広島県かんきつ規格条例(昭和三十五年広島県条例第三十九号)は、廃止する。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(知事の附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 知事の附属機関の設置に関する条例(昭和二十七年広島県条例第五十五号)の一部を  
次のように改正する。

別表広島県果樹農業振興審議会の項中「並びに広島県かんきつ規格」を削る。

広島県議会委員会条例(昭和三十四年広島県条例第十九号)の一部を改正する条例をこ  
ここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県条例第三十号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例(昭和三十四年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正す  
る。

第二条第一号中「総務企画部」を「総務部、政策企画部」に改め、同条第二号中「環境  
生活部及び」を「県民生活部、環境部及び」に、「環境生活部の」を「県民生活部の」に改  
め、同条第四号中「土木建築部、企業局」を「土木部、都市部、空港港湾部、公営企業部」  
に改め、同条第五号中「環境生活部」を「県民生活部」に改める。

## 附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。